

10月1日から「地域生活支援事業」が始まります

今まで、障害のある人へ実施してきた各種事業が、10月から、「地域生活支援事業」に統合されます。これは、障害のある人が、自立した日常生活または社会生活が送れるよう支援する事業です。

鳥取市が「地域生活支援事業」として取り組む事業は次の表のとおりです。当面はサービスを中

断することなく続けていくことを第一に考え事業内容などを検討してまいりましたが、いくつかの事業で利用者負担などの見直しを行っています。

詳しくは鳥取市役所 生活福祉課までお気軽にお尋ねください。

■問い合わせ先 市役所駅南庁舎生活福祉課
☎ (0857) 20-3475

地域生活支援事業

利用者負担などに変更のない事業

事業名	事業内容	利用者負担	
相談支援事業	情報の提供や助言、サービス利用についての相談などを行います。	無料	
コミュニケーション支援事業	手話通訳者、要約筆記者などを派遣します。	無料	
移動支援事業	社会生活上、必要不可欠な外出および社会参加のための外出の際の移動を支援します。(通勤等の経済活動での外出は除きます。)	原則1割負担(注)	
生活サポート事業	障害程度区分により、ホームヘルプ等のサービスが受けられなくなった方には、この事業でサービスを提供します。	原則1割負担(注)	
社会参加促進事業	点字・声の広報など発行事業	文字による情報入手が困難な方に対し、点字などでの情報を定期的に提供します。	無料
	自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得および自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	10万円を限度として助成(所得により助成を受けられない場合があります)
経過的デイサービス事業(18年度限り)	10月から障害者デイサービスが廃止されることにともない、利用者が継続してサービスを受けられるようにします。	原則1割負担(注) + 材料費実費負担	

新たに取り組む事業

事業名	事業内容	利用者負担
地域活動支援センター事業(I型)	サマーハウスで行う、創作活動などの機会の提供、社会との交流促進などを目的とする事業です。	創作・生産活動については原材料費、施設使用料を実費負担
福祉ホーム事業	障害のある人に低額な料金で居室やそのほかの設備を提供し、日常生活に必要な環境を提供します。	家賃、共益費、食費を負担

利用者負担などが変更する事業

事業名	事業内容	利用者負担など	
		平成18年9月まで	平成18年10月から
日常生活用具給付等事業	日常生活を便利にするための用具(電気式たん吸引器やストマ、紙おむつ等)の給付や貸与をします。	世帯の課税状況等に応じた一部負担	原則1割負担(注)
訪問入浴サービス	訪問により、居宅での入浴サービスを提供します。	世帯の課税状況等に応じた一部負担	原則1割負担(注)
福祉機器リサイクル事業	不要となった車イスなどの福祉機器をリサイクルし、必要とされる人へ斡旋します。	無料	消毒料(5250円/品)を負担[身体障害者手帳をお持ちの人のみ利用可]
さわやかサロン	体験活動を通じて、日常生活上必要な訓練・指導などを実施します(精神疾患で通院治療の人を対象)。	無料	食材料費について実費負担
日中一時支援事業	障害のある人の日中の活動の場を確保し、その家族の就労を支援したり、一時的な休息の場を提供します。	原則1割負担、または利用時間別の定額負担	原則1割負担(注)

(注) …世帯収入などに応じて、利用者負担額に月額上限額があります。

本市では、自立支援給付(介護・訓練など)、地域生活支援事業の各種有料サービス、日常生活用具(ストマ、紙おむつが対象)給付などを同時に利用することで合計負担額が増大となった場合、所得の低い(住民税非課税世帯)利用者の負担額を軽減する制度を検討しています。

補装具費の支給

※補装具とは、身体の欠損または身体機能の損傷を補うような義肢、装具、車椅子、補聴器等の用具のことです。

平成18年10月から補装具費の支給制度が始まります。これまでの現物支給から、補装具費(購入費、修理費)の支給に変わります。利用者負担についても、定率負担となり、1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。なお、ストマ用装具および紙おむつは、補装具から日常生活用具になります。